

最終調査報告書

公表版

川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者第三者委員会

委員長	久保山	博充
委員	水田	祐輔
委員	高橋	康朗
委員	渡邊	譽
委員	橋口	幹夫

目次

はじめに.....	3
調査の結論.....	4
結論に至る理由.....	5
第1 前提となる事実関係について.....	5
1 当委員会の構成.....	5
2 当委員会設置の経緯や目的.....	5
3 本調査に登場する関係者.....	8
4 調査の概要.....	9
第2 当委員会が認定した事実.....	10
1 選定委員会(令和6年1月17日)実施までの事実経緯.....	10
2 選定委員会当日の事実経緯.....	13
3 選定委員会実施後臨時議会(令和6年2月5日)までの事実経緯.....	14
4 臨時議会以降の事実経緯.....	19
第3 当委員会の判断.....	20
1 指定管理期間が5年から3年へ変更されたことの問題.....	20
2 募集開始時期が前回募集よりも遅れたことの問題.....	22
3 本件申請書中の積算書の存在とその内容についての問題.....	23
4 副町長がKFNを指定管理者候補に強く推したこと及びその理由に関する問題.....	25
5 TRCを失格として取り扱った事務処理に関する問題.....	26
6 選定委員、町議会議員又は町職員に対する候補者選定に係る働きかけの有無に関する問題.....	31
7 まとめ.....	34
当委員会からの提言.....	35
1 原因の分析.....	35
2 今後の再発防止に向けた提言.....	35
3 結語.....	37

はじめに

1 調査の依頼

令和6年度川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者の指定に関し、選定委員会の審議の結果1位となった団体ではなく、次点の団体が選定されるという事態が発生し、町議会において問題視されたのみならず、マスコミ報道がなされ社会的にも問題となり、ついには行政処分取消訴訟が提起され法的紛争にも発展した。

川南町は、この問題に関して、一連の事務処理に関する手続の公正性・適法性の調査を行うこととした。そして、客観的かつ信頼性の高い調査を行うため、川南町及びその組織・職員から独立した第三者委員会による調査がふさわしいと判断されたことから、当委員会に調査が依頼された。

弁護士及び学識経験者合計5名の委員から構成される当委員会は、令和7年7月11日、川南町から依頼を受け、以後、上記一連の事務処理に関する事実経緯等の調査を進めてきた。本報告書は、その調査結果をまとめたものである。

本報告書においては、上記の調査結果を踏まえ、一連の事務処理に関する事実経緯の説明、適法性や公正性に関する判断を示すとともに、再発防止策の提言についても触れる。

2 留意事項

後述するように、川南町の諮問事項及び要望事項は多岐にわたるが、当委員会の調査目的や範囲はこれに拘束されるものではない。

また、当委員会の調査は、関係者の懲戒処分や民事・刑事処分を目的とするものではなく、当委員会の調査が、これら処分等の一環として（ないしそのために）行われたものではないことを付言しておく。

調 査 の 結 論

令和6年2月14日付け川南町教育委員会告示第1号で告示された川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関し当該指定までに町が行った一連の事務処理において、不適正な事務処理があったものと認められる。

当委員会が不適正と考える具体的な事務処理は、令和6年1月17日に実施された選定委員会の審議に基づいて、図書館流通センターが1位とされた後、

- 1 選定委員会委員長（当時）であった副町長（当時）のA氏が、「積算根拠の添付の要求」という、募集要項に掲げられていない要件に違反したとの理由で図書館流通センターを失格として、選定委員会の審議において次点とされた川南フロンティアネットワークを指定管理者とする旨の議案を川南町議会に提出することを主導した行為
- 2 A氏が、令和6年1月25日頃から2月4日頃にかけて、自身を除く選定委員6名に対して自宅訪問を行って、自らが作成した「書類不備再審査結果」との記載ある書面に署名を求めるに際し、図書館流通センターが書類不備で失格であるという不十分かつ不適切な説明に終始した行為
- 3 A氏が、図書館流通センターを失格とすることについて、選定委員会委員7名が全員同意したとする、事実と反する書面を作成した行為
- 4 A氏が、図書館流通センターを失格とすることについて、弁護士に相談した結果、弁護士から、同社を失格とすることに問題はない、との回答がなされた事実は存在しないにもかかわらず、町職員らに対して、弁護士から同社を失格とすることに問題はないという回答を得たと説明した行為

の各行為である。

結論に至る理由

第1 前提となる事実関係について

1 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 久保山博充（弁護士法人えいらく法律事務所 弁護士）

副委員長 水田 祐輔（西都法律事務所 弁護士）

副委員長 高橋 康朗（たかなべ法律事務所 弁護士）

委員 渡邊 譽（南九州大学名誉教授）

委員 橋口 幹夫（川南町役場職員OB）

上記各委員は、調査対象と目される関係者との間に利益相反関係がないことにつき、初回の委員会会議で確認された上で選任された。したがって、上記各委員は、いずれも、川南町及びその職員並びに本調査の対象者等との間に、事実上又は法律上の利害関係を有しない。

なお、橋口幹夫委員は、元川南町職員という立場にあり、また、家族が現在も同町職員として勤務しているため、利害関係確認は特に慎重に行われた。同委員の退職時期と、本件調査対象となる一連の事務処理の時期を照らし合わせ、一連の事務処理又はこれに先行する関連事務処理に関与していた可能性が存在しないこと、同委員の家族も一連の事務処理又はこれに先行する関連事務処理に関与していなかったことを確認済みである。

2 当委員会設置の経緯や目的

(1) 当委員会設置の経緯

本件で調査対象とされる、令和6年2月14日付け川南町教育委員会告示第1号で告示された川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定に関し当該指定までに町が行った一連の事務処理（以下「一連の事務処理」という。）と、これに起因する、町議会での問題指摘、マスコミ報道、行政訴訟提起による法的紛争を経て、川南町は、令和7年6月11日、「川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者の指定における事務処理に関する第三者委員会設置条例」案を町

議会に提出した。同条例は、一連の事務処理について調査するために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて、第三者委員会を設置することを目的としたものである。

同条例は、同月17日、町議会において議決された。

その後、川南町において、令和7年7月11日付けで、同条例に基づいて上記1に列挙した5名の委員に対して調査の諮問が行われ、当委員会が設置されたものである。

(2) 川南町からの諮問事項及び要望事項

川南町からの諮問事項は、以下のとおりである。

- ① 一連の事務処理の経緯及び事実の確認
- ② 一連の事務処理における不適正な事務処理の有無
- ③ 前号の不適正な事務処理が認められた場合においては、その原因及び当該不適正な事務処理の再発防止策の提言

川南町からは、上記諮問事項に付随して、以下の要望もされた。

- ① 指定管理者の指定管理期間が5年から3年へ変更された経緯
- ② 募集開始時期が令和5年12月13日になった経緯
- ③ 申請時に収支計算書の根拠となる積算書（任意様式）の添付の有無判断の経緯
- ④ 選定委員会の委員の決定の経緯
- ⑤ プレゼンテーション時に収支計算書の根拠となる積算書（任意様式）に関する質問の有無
- ⑥ 令和6年1月17日に選定委員の全員から異議が出ることなく、図書館流通センターを指定管理者の候補者として選定することを決定したことの事実確認
- ⑦ 収支計算書の根拠となる積算書（任意様式）の有効性の判断
- ⑧ 川南フロンティアネットワークを指定管理者の候補者として提案した経緯
- ⑨ 図書館流通センターを指定管理者とする議案を差し替えた経緯

- ⑩ 川南町のウェブページ（ＨＰ）に掲載していた指定管理者の候補者決定のお知らせの削除を指示した人物、日時及び理由等。
- ⑪ 「書類不備再審査結果」と呼ばれる書面を作成し、選定委員に同意する署名を収集した人物、日時及び同意した人数等。
- ⑫ 図書館流通センターが指定管理者の候補者として失格であるとして行われた事務処理についての見解
- ⑬ 選定委員、町議会議員又は町職員に対する候補者選定に係る働きかけの有無

なお、当委員会は、町から独立し客観的かつ信頼性の高い調査を実現するため、町から調査の委託を受けるに当たり、当委員会の調査等が上記要望に拘束されるものではないことを確認済みであることを付言する。

(3) 当委員会の独立性

当委員会の活動の独立性は、設置条例第２条に規定される。すなわち、同条において「委員会は、町長の諮問により、独立して次に掲げる事項について調査審議」することが定められている。

当委員会は、同条が定める独立性を確保し、客観的かつ信頼性の高い調査を実現するため、日本弁護士連合会２０２１年３月１９日付け「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」の規定に従った調査を実施すると共に、川南町に対して以下の点を申し入れ、活動の独立性をより実質化することに努めた。

- ① 一連の事務処理に関する調査の方法や対象について、決定権が当委員会に専属する旨確認すること
- ② 当委員会において実質的審議を行う際には、委員会への町職員の立会いを禁止すること
- ③ 関係者に対する書面照会に際しては、回答書面について原則として開封することなく委員会委員にそのまま交付すべきこと
- ④ 調査結果について、最終的に確定する以前に町又は町職員に開示しないこと

3 本調査に登場する関係者

(1) 選定委員会委員（7名。役職は一連の事務処理時のもの）

A氏（川南町副町長、選定委員会委員長。以下「副町長」という。面談ヒアリング調査を実施）

B氏（教育長、選定委員会副委員長。以下「教育長」という。面談ヒアリング調査を実施）

C氏（面談ヒアリング調査を実施）

D氏（面談ヒアリング調査を実施）

E氏（面談ヒアリング調査を実施）

F氏（面談ヒアリング調査を実施）

G氏（書面照会実施）

(2) 指定管理者の応募団体及びその関係者

株式会社図書館流通センター（以下「TRC」という。書面照会実施）

川南フロンティアネットワーク（以下「KFN」という。書面照会実施）

H氏（元川南町立図書館館長。KFN構成メンバーの一人。面談ヒアリング調査を実施）

(3) 選定委員会委員以外の川南町関係者（役職は一連の事務処理時のもの）

I氏（川南町長。以下「町長」という。令和6年7月25日他界）

J氏（教育課課長補佐。面談ヒアリング調査を実施）

K氏（教育課課長。面談ヒアリング調査を実施）

L氏（総務課課長補佐。面談ヒアリング調査を実施）

M氏（総務課課長。面談ヒアリング調査を実施）

(4) 一連の事務処理がなされた時期の川南町議会の議員

町議会議員に対しては、13名全員に対して書面照会を実施して、全員からの回答を得た。その全てについて、本調査の基礎資料としているが、本報告書に登場する議員は以下の2議員である。

N議員（書面照会実施）

O議員（書面照会実施）

(5) その他の関係者

P弁護士（書面照会実施）

4 調査の概要

(1) 委員会の開催

令和7年7月11日から、同年12月18日まで、合計16回の委員会を開催した。

(2) ヒアリング調査の実施

多くの場合委員会開催日に日程を併せて、関係者からのヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査の対象者は、選定委員会委員7名（ただしG氏は体調不良により実施できなかった）、町職員4名、KFN構成メンバーH氏の合計11名である。

うち、副町長及びK氏は、2度ヒアリング調査を実施したため、延べ実施回数は13回となった。

(3) 書面照会の実施

ヒアリング実施が困難又は不相当と思料された関係者に対しては、書面照会を実施することとした。

照会対象者は、町議会議員13名、指定管理者に応募した2団体、P弁護士、ヒアリング調査ができなかったG選定委員の、合計17名である。

(4) その他の資料の精査

本件では、当委員会の調査に先立って行政訴訟が提起されており、川南町の下に訴訟資料が確保されていたため、全ての訴訟資料の提供を受けてその内容を精

査し、本件調査の資料として活用した。

また、令和6年1月17日選定委員会及びそれに先立つ応募2団体のプレゼンテーションについては、音声データを入手し、当委員会において反訳して本件調査の資料とした。

さらに、本件に関しては、一連の事務処理の時期やその後に、幾度も町議会で取り上げられて質疑応答がなされているため、関連する町議会議事録も入手して、本件調査の資料としている。

その他、一連の事務処理がなされた時期の、副町長と町職員間の、ロゴチャットと呼ばれる庁内メッセージシステム（以下「ロゴチャット」という。）でのやり取りについても、記録の開示を受け、内容を精査した。

第2 当委員会が認定した事実

当委員会が行った調査及び提出を受けた全資料の精査の結果、認定した事実経緯は以下のとおりである。

1 選定委員会(令和6年1月17日)実施までの事実経緯

(1) 指定管理制度の来歴と過去の指定管理者

川南町が所有する、川南町文化ホール図書館複合施設（以下「本件施設」という。）の管理について、川南町では、従前から地方自治法第244条の2第3項に基づき、指定管理者を指定してきた。

そして、平成26年4月から平成31年3月まで（5年）、及び同年4月から令和6年3月まで（5年）の合計10年間、TRCが、町から指定管理者として指定され、本件施設の管理を担ってきた。

(2) 指定管理者の募集

ア 川南町は、令和6年4月以降の本件施設の指定管理者を募集することとし、令和5年12月13日付け「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者募集要項」（以下「本件募集要項」という。）及び「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者 業務仕様書」（以下「本件仕様書」という。）を公表して募集を

開始した（以下「本件募集」という。）。

なお、12月13日という募集開始時期は、前回（平成31年4月）指定管理者募集の開始時期が平成30年10月頃であったことと比較して、約2か月遅い時期であった。

イ 本件施設の指定管理期間は、従前、5年間とされていたものであり、令和5年9月の町議会においても、5年間の指定管理料を承認する決議がなされていた。しかし、本件募集にあたっては、指定管理期間について、副町長の指示に基づいて、3年に変更されている。

ウ さらに、本件募集にあたっては、前回募集時に収支計画書の提出が求められていた部分について、ただし書きが追記され、「ウ 収支計画書（別添の様式第3号）ただし、光熱水費については町の負担となるので空欄で差し支えない。また、収支計画書の算出根拠となる積算書（任意様式）を提出すること。」との記載が書き加えられた。

このように、本件募集にあたっては、積算書の提出という応募要件が新たに付け加えられた。これも、副町長が町職員に指示して付け加えさせた要件であった。

(3) 2団体からの応募

ア 本件募集に対し、応募してきた団体は、TRCとKFNの、2団体のみであった。

イ このうち、TRCは、上述のとおり、平成26年4月以降、本件施設の指定管理者として管理運営を担ってきた団体である。

ウ 一方、KFNは、本件募集開始直前の令和5年12月1日に設立された団体であり、宮崎県内で活動する3つの団体（うち2つが一般社団法人）及び2名の個人で協定を締結して構成された共同企業体である。

KFNは、もともとTRCから雇用されて平成30年頃まで本件施設の館長を務めた経験を有するH氏が、地元企業による本件施設の運営を望んで、関係者に声がけをして結成されたものであり、H氏が関係者に声がけを始めた時期は判然としないが、KFN結成の方向で話がまとまった時期は令和5年11月

頃、とのことである。

(4) 説明会の実施と指定申請書の提出

令和5年12月18日、川南町は応募者向けの説明会を開催し、TRC、KF N共にこれに参加した。

説明会開催時あるいはその後説明会に近接した時期に、川南町職員のJ氏は、KF Nに対して、令和5年9月町議会の5年間の指定管理料に関する議案資料としての積算書（但し、一定程度加工されたもの）を提供したとのことである。これは、新規参入となるKF Nにも応募の門戸を広げるためには、積算書を作成する際の参考資料を提供したほうが良いとの自主的判断に基づくものであった。

両団体は、本件募集要項及び説明会での説明を踏まえて、事業計画書の作成や、プレゼンテーションの準備を進めた。

その後、令和6年1月10日付けで、両団体から、指定申請書の提出がなされた。このうち、TRCの申請書には、「令和6年度 川南町文化ホール・図書館収支計画積算書」と題する1頁の書面が添付されていた。また、KF Nの申請書には、「見積書積算書」と題する文書及びその内訳の、合計7頁の書面が添付されていた。

(5) 選定委員会の開催

ア 川南町において本件施設の指定管理者を選定するにあたっては、「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者選定委員会設置要綱」（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき、選定委員会が設置されることとなっており、本件募集にあたっては、選定委員会設置要綱に基づいて選定委員会が設置された。

イ 選定委員会は、選定委員会設置要綱第3条に基づき、副町長が委員長を務め、教育長が副委員長を務めることが規定される。その他、教育長職務代理者、社会教育委員、川南町立図書館管理運営規則第8条第1項に規定する委員長その他教育委員会が必要と認める者が、それぞれ委員となることも規定されている。

本件募集にあたっては、同規定に基づいて、副町長（委員長）、教育長（副委員長）、C氏、D氏、E氏、F氏、G氏の合計7名が、委員として選任された。

なお、各委員からのヒアリング調査又は書面照会の結果、いずれの委員についても、恣意的な選任はなされていないことが確認されている。

ウ TRC及びKFNからの応募を受けて、川南町は、令和6年1月17日に選定委員会を開催し、同日、委員会に先行して、両団体から委員に対するプレゼンテーションを実施することとされた。

2 選定委員会当日の事実経緯

(1) プレゼンテーション

令和6年1月17日、川南町役場内において選定委員会が開催されたが、これに先立って、TRCとKFNのそれぞれから、委員に対するプレゼンテーションが実施され、併せて委員各位との質疑応答もなされた。

このプレゼンテーションに関しては、両団体いずれについても録音記録が存在し、当時のやりとりが正確に確認できる。当委員会において録音記録を精査した結果、いずれのプレゼンテーションにおいても、委員各位から積算書の内容に係る質問が出された事実は存在しない。

(2) 選定委員会

プレゼンテーションに引き続いて、選定委員会が開催された。

同委員会では、委員各位が、あらかじめ準備された10個の選定基準項目毎に10点満点（合計100点満点）で点数をつけて評価する方式がとられた。準備された選定基準は次のとおりである。

- ① 施設の設置目的の確実な実施が見込まれること
- ② 関係法令等を遵守した安全管理がなされていること
- ③ 利用者の利便性を確保できること
- ④ 施設の効果的かつ効率的な管理運営を実現し、利用促進が図れること
- ⑤ 管理を安定して行うための物的・人的能力を有すること
- ⑥ 公平公正・平等な利用者対応が図られること
- ⑦ 環境保全への取組

- ⑧ 個人情報の取り扱いを適切に行うこと
- ⑨ 適切な収支計画の策定、経費縮減への取り組みを行うこと
- ⑩ 全体評価

(3) 選定結果

選定委員7名の採点を事務局が集計した結果、TRCが合計536点、KFNが合計532点となったことが報告された。

合計点数が明らかになった後、選定委員の一人であるG氏から、高得点を付けた人数も明らかにしてほしいという要望が出されたため、その点についても事務局から追加で報告されたが、TRCを高く評価した人数が4名、KFNを高く評価した人数が3名であった。

事務局から明らかにされた採点結果に対し、選定委員の誰からも異議が出されることはなく、TRCを1位とすることが決定されて散会した。

(4) 選定委員会後の告知

選定委員会閉会后、J氏は、同日内に、川南町公式ホームページ上に「川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者候補順位第1位の者の決定について」という記事をアップし、選定委員会の審議の結果、TRCが1位となった事実を公表した。

3 選定委員会実施後臨時議会(令和6年2月5日)までの事実経緯

(1) 副町長と町職員のやりとり（令和6年1月18日）

選定委員会の翌日である令和6年1月18日、副町長からJ氏に対して、ロゴチャット上で「昨日のプロポザルの前に、気が付けば良かったのですが、募集要項についかしてもらった、積算根拠が、(株)図書館流通センターの資料の中に、契約金額の積算根拠の資料が無いのではと、気がつきました。該当となれば、事前審査不足となり、相手側の川南フロンティアは、まじめに書いてあります。一度、確認をお願い致します。教育長には、説明しました。[原文ママ]」とのメッセージが送られた。

メッセージを受けた J 氏は、K 氏と共に、18 日又は 19 日に副町長室へ赴き、副町長に対して、議会で否決された場合は格別、現状で T R C を失格にすることはできない、そのようなことをすると訴えられ、場合によっては敗訴して損害賠償の問題に発展する、という趣旨の説明を行った。J 氏らの説明に対してその場で副町長が反論を行うことはなかったため、J 氏らは、副町長が納得したものと理解して退室した。

(2) 教育総合会議でのやりとり（令和 6 年 1 月 22 日）

令和 6 年 1 月 22 日午前 9 時から、川南町役場内において、令和 5 年度第 3 回川南町総合教育会議が開催された。

同会議に出席した副町長は、選定委員会で T R C と K F N の点差が僅か 4 点差であったことと、2 月 5 日に行われる臨時議会に提案する候補者を K F N とすることで町長から同意をとっていることについて報告を行った。このときの副町長は、K F N を推す理由として、地元の人材を育成するという点、K F N が館長候補として以前本件施設館長を 4 年間務めた県内在住者を考えている点、点数差が僅差であった点を挙げたが、T R C が失格であるということにも、書類上の問題点にも、一切言及はなかった。

なお、副町長からの説明に引き続き、町長からも、県内企業である K F N を指定して育成していくことで、いずれ町内企業となり得る可能性があるのではないかと、そうすれば町内に税金が還流できる仕組みができるのではないかと考えたとして、副町長に賛同する趣旨の説明がなされた。

(3) 公式ホームページの記事の削除

副町長は、令和 6 年 1 月 23 日、J 氏に指示して、川南町公式ホームページから、T R C を 1 位とする旨の記事を削除させた。

(4) 起案書の内容の書き換え

ア 令和 6 年 1 月 23 日頃、J 氏は、指定管理者として T R C を指定する旨の議案を 2 月 5 日臨時議会に提出することの伺いを立てる起案書を作成し、教育課

長及び教育長の決裁を受けた。当該起案書は、その後、副町長の下に回されたが、副町長は、当該起案書添付の「川南町文化ホール及び川南町立図書館の指定管理者の指定について」と題する文書中「3 指定する管理者の名称及び代表者」の項目の、TRCとその代表者名が記載された部分に訂正線を引き、その下にKFN及びその代表者名を手書きで書きこみ、決裁印を押印した後に町長の決裁に回した。

イ 1月26日、副町長は、手書き修正された当該起案書を、L氏に示し、KF Nで議案書を作り直すよう指示した。これに対して、L氏は、TRCを失格とする理由の確認をしたいので根拠資料を見せて欲しいと副町長に申入れ、TRCの申請書類の提供を受けた。同書類内に、積算書が含まれていることを確認したL氏は、これで失格にするには問題があると考え、M氏に同行を求めて二人で副町長室に赴き、副町長と協議を行った。

その際L氏は、副町長に対し、積算書が添付されているので失格にすることには問題があるのではないかと指摘し、これに対して副町長は、KF N申請書類に含まれた積算書を示し、これが積算書である、TRCが提出したものは簡易なので自分の感覚では積算書とは言えないと考える、と答えた。しかしL氏はこの回答に引き下がらず、募集要項上は積算書としか記載がなく、どのレベルのものが要求されるかは客観的に見て分からない、なおかつ本件では審査会前に指摘もされておらず審査会が終わるまでスルーしていたため、事後的に書類不備により失格とするには無理がある、と伝えた。これに対して副町長は、危ない橋は渡らない方がいいわね、といった回答を行い、L氏らは、副町長の理解が得られたと認識し、元のとおりTRCで議案を作成する方向が確認され、副町長室を退出した。

(5) 「書類不備再審査結果」との記載ある書面の作成等

ア 令和6年1月25日頃、副町長は、「書類不備再審査結果」との記載ある書面を作成した。

同書面は、本件募集手続において審査後に書類不備が見つかったとしてTRCを失格とすることが記載されたものであり、「書類とは、申請書に収支計画書

の算出根拠となる積算根拠（任意洋式[収ママ]）を提出する事。株）図書館流通センターの申請書には、積算根拠が添付されてなかったため、失格要件に該当。このことを受けて、審査委員7名の意向が下記の結果となりました。」と書かれ、その下に「書類不備再審査結果」との記載、さらに署名欄へと続いている。

イ 副町長は、本書面に選定委員全員の署名を得るべく、同日から2月4日頃までの間に、自身を除く選定委員6名の自宅を訪問し、署名を求めた。なお、多くの委員が副町長との面談日時について記憶が曖昧な中、D氏は1月25日と2月2日の2回、副町長が自宅訪問をしたことを記憶し、また、C氏は2月4日に副町長が自宅訪問をしたことを記憶している。

ウ いずれにせよ、副町長が選定委員各位の自宅を訪問して署名を求めた結果、選定委員7名中、5名は署名を行ったが、D氏及びC氏は、署名を拒絶した。

(6) 副町長からP弁護士への相談

ア 令和6年1月26日、副町長はP弁護士に対して、電話による相談を行った。副町長は弁護士に対して、入札者決定審査でa社が契約相手方に一旦決定されたが、審査会終了後にa社に書類不足があつて欠格事由に該当するので、再度選定委員7名の持ち回り稟議をしたところ、審査委員7名全員が契約相手としてb社を選定した形になった、と説明した上で、a社から訴訟提起された場合の対応について質問を行った。

これに対して、弁護士からは、a社の書類不備やそれが欠格事由に該当することの証拠の確保、持ち回り会議で修正選任決議をした事実について決議書の作成を行い証拠として保存しておくことなどについて、助言がなされた。

イ その後、副町長は、1月31日にも再度、弁護士に電話相談を行い、本件募集要項で「積算根拠を示す書類」と定めていたがa社は積算概要書しか提出しておらずb社は詳細な積算書類を出している、「積算根拠を示す書類」として積算概要書で足りるのか、との質問を行った。

これに対して弁護士は、そもそもa社の書類「不足」ではなかったのか、一応の必要書類の提出がある場合の欠格事由の判断は難しい気がする、と答えた上で、町の作成した募集要項の用語について一般的な法的解釈基準は存在しな

い、最初の決議を変えるのだから委員に十分な説明をして全員の理解を得るよう努められる必要がある、という助言を行った。

(7) 臨時議会のための議事運営委員会当日の経緯

ア 令和6年1月31日、臨時議会のための議会運営委員会が開かれた。

同日の朝、町職員である、K氏、L氏、M氏の3名は、副町長から、役場内応接室に集合するよう指示を受けた。応接室内には、職員の他、町長、副町長、教育長が集合した。その場で、副町長から、本件施設の指定管理者はKFNとすることが宣言された。理由はTRCの書類不備であり、TRCを失格とすることについて弁護士に相談して問題ないと言われたことも説明された。

イ 同日の議会運営委員会の開催直前に、本件施設の指定管理者についてTRCからKFNに変更された議案に差し替えられることとなった。

ウ なお、同日付けで副町長自身が作成した「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者審査会の結果について（通知）」と題する文書には、TRCに書類不備があり失格とされることの記載と共に、「失格とすることに委員全員が同意しました」との、事実と反する記載が存在する。

同書面は、2月1日に川南町教育委員会に提出され、同日中に、本件施設内において、TRCに対して交付された。

(8) 臨時議会（令和6年2月5日）

令和6年2月5日の川南町臨時議会において、本件施設の指定管理者としてKFNを指定する議案が審議された。

議員からは、指定管理期間が5年から3年へと変更された点、募集開始時期が前回よりも遅れた点、TRCが1位となった旨のホームページ記載が削除された点、本件に係る議案が議会運営委員会当日に突然差し替えられた点、TRCを失格とすることに選定委員全員が同意したという事実と反する書面が交付された点などについて、厳しい質疑がなされた。

上記のうち最後の点に関する質問に対して、副町長からは「私の名前で教育委員会に全員同意というのを出しました。で、誤りに気がつきました」と述べられ、

当該文書は誤って作成したものである旨の答弁がなされた。

同議案については、賛成と反対が同数となったため、議長が裁決を行い、その結果、同議案は可決された。

4 臨時議会以降の事実経緯

(1) マスコミ報道

臨時議会当日の宮崎日日新聞において、「指定管理者選定で川南町 事実と異なる失格文書交付 副町長名義」と題する記事が掲載された。また、その翌日の同新聞に「川南町・指定管理者選定問題 次点団体を議会可決 事実異なる文書 副町長謝罪」と題する記事が掲載された。

その後も、K F Nの指定管理者協定締結時や、町内の団体から百条委員会設置の請願が出された時点など、折々の機会に、本件に関するマスコミ報道がなされた。

(2) 町職員らによるP弁護士への相談

臨時議会の翌日である令和6年2月6日、L氏、K氏、J氏の3名の町職員がP弁護士の事務所まで赴き、次のとおりの相談を行った。すなわち、指定管理者選任事案に関して、昨日の議会で、副町長が「弁護士にも相談して問題はないと言われた」との説明をしてb社に可決されたが、事務担当者及び総務担当者として、弁護士の見解を確認させてほしい、との相談を行った。

これに対して、弁護士からは、1月26日、同月31日の副町長からの電話相談概要メモを読み上げた上で、弁護士として「何ら問題ない」との回答はしていないことの説明があった。

(3) その後の議会での追及

川南町議会の3月の定例議会においても、本件について取り上げられ、複数の議員から厳しい質疑が行われた。

(4) 行政訴訟の提起と訴訟の経緯

TRCの代理人弁護士から、川南町に対して、令和6年3月7日付けで、「通知書兼質問状」と題する文書が送付された。同文書において、本件における一連の事務処理に関する事実経緯を詳細に問われると共に、その後の取消訴訟の提起の予告もなされた。

川南町はこの質問状に対して、本件の一連の事務処理が「行政庁の処分」に当たらないとする趣旨の回答を行ったため、TRCは、令和6年5月17日付けで、川南町を被告とした行政処分取消請求訴訟を提起した（令和6年7月26日付けで、川南町教育委員会を被告代表者兼処分行政庁とする追加提訴も行われている）。

同訴訟は、令和7年3月28日付けで、川南町及び同町教育委員会が、TRCを失格にした事実がないことを確認すると共にその旨の文書が誤りであったことを認め遺憾の意を表明すること、そしてTRCは本件施設の指定管理者としてKFNが選任されたことについて異議を述べないことを内容とする、訴訟上の和解が成立して終了した。

第3 当委員会の判断

上記の認定事実を元に、川南町からの諮問事項に関する当委員会の判断を示す。その際、必要に応じて、上記事実を認定した根拠についても説明を加える。

なお、以下の各項目は、川南町の諮問事項及び要望事項を元にしながらも、当委員会において判断を示すべき事項を整理し直したものである。

1 指定管理期間が5年から3年へ変更されたことの問題

(1) 事実認定について

本件施設の指定管理期間について、5年から3年に変更するよう指示をしたのが副町長であることは、令和5年12月5日付け「川南町文化ホール図書館複合施設の指定管理者選定に係る募集要項及び仕様書について」と題する起案書において、副町長自身が手書きで「指定管理期間を5年から3年に変更を指示しました」と追記して押印しており、副町長自身もこれを認めていることから、問題なく認定できる。

(2) 変更理由とH氏意見の影響について

副町長は、指定管理期間を短縮した理由について、当委員会ヒアリング調査に対して、世の中の状況や経済状況の変動が大きくなっている中、指定管理期間も3年に短縮したほうが柔軟に対応できるから、と説明し、令和6年2月5日臨時議会でも同様の説明をしている。

かかる副町長の説明は、H氏からのヒアリング調査によって明らかとなったH氏の持論とほぼ合致している。後述するとおり、本件の一連の事務処理以前の時期から、H氏と副町長との間には一定の接触関係が存在するため、副町長の意見が、H氏の意見を代弁したものか、又はH氏の意見に影響を受けたものである可能性は存在する。

ただ、仮にそうであったとしても、上記理由自体には特段の不合理な点は見受けられないことや、指定管理期間の短縮が必ずしも直ちにH氏自身の利益に繋がるものとも言えないことから、H氏意見の影響の有無は、格別に問題視すべきものではない。

(3) 議会の議決の要否について

上記指定管理期間の短縮は、令和5年9月町議会において、令和6年から10年までの5年間の指定管理期間を前提として予算が承認された後に行われている。この点で、臨時議会において、O議員より、議会の議決を経た事項の変更は、全て議会の議決を経るべきではなかったかとの指摘がされた。

ただ、このとき同議員が挙げた地方自治法第96条が、あくまでも議会が予算を定めることを規定しているにすぎないこと、本件が期間の伸長ではなく短縮を定めるものであって予算の枠内の行為であることなどからすると、議会において政治責任を追及することは格別、本件行為自体が副町長の裁量権を逸脱したものとはいえない。

(4) 小括

以上のとおり、副町長が、本件施設の指定管理期間を5年から3年に短縮した行為は、不適正な事務処理とは評価しない。

2 募集開始時期が前回募集よりも遅れたことの問題

(1) 本件に関する問題の所在

本件募集は令和5年12月13日に開始された。これは、前回（平成30年）の募集が10月頃に開始されたことと比較すると2か月程度遅れている。

今回の町からの諮問にあたり、要望事項として、特にこの点の事実経緯等の調査を求められた趣旨は、副町長が、KFNの応募を可能とするために意図的に募集開始を遅らせたのではないかと、との疑問が生じたからと思料される。

(2) KFN設立時期との関係

KFNが設立されたのは、令和5年12月1日である。設立に向けて動いてきたH氏によると、関係者内部でKFN設立が合意されたのは11月頃とのことであり、本件募集が前回同様10月に行われたとすると、KFNの応募は事実上不可能だったと思料される。

もっとも、KFNから副町長や町職員に対して、募集開始を遅らせて欲しいとの働きかけがあった事実は認められない。また、KFN設立を主導したH氏からも、副町長に対して募集開始時期を遅らせて欲しいとの働きかけが行われた事実は認められない。なお、H氏は、令和5年10月4日及び6日の2回、J氏及びK氏と面会した事実が認められるが、その際にも、募集開始時期に関する特段の要望は出されていない。

(3) 募集開始時期に関する副町長と町職員の見解

ア 募集開始時期に関する当委員会のヒアリング調査に対し、副町長と町職員の回答は真っ向から対立するものであった。

副町長は、令和5年11月頃、町職員が副町長に対して、準備が間に合わないから募集開始が遅れるとの報告があったと述べ、募集開始時期が遅れたのは、町職員側の事情によるものと説明する。一方、J氏は、職員側からは早期の募集開始を求めたが、副町長が待てと言いつけ、結局11月20日に至るまで手続を進めることができなかったと説明する。

イ 両者の供述は、いずれについてもその正確性を支える他資料が存在しない。
募集開始時期に関する副町長とのやり取りを行った町職員はJ氏だけであり、
複数職員からの一致する供述を得るということもできなかった。

なお、副町長は、令和6年2月5日の臨時議会においても、上記と同趣旨の
回答をしており、このときは、副町長に続いて答弁したK氏も、事務作業の遅
れが原因である旨の答弁を行っている。

ウ 以上より、募集開始時期が遅れた原因については不明であるという他ない。

(4) 小括

以上のとおり、募集開始時期が前回募集よりも遅れたことは事実であるにせよ、
その原因の認定ができないことから、不適正な事務処理であるとの評価を行うこ
とはできない。

3 本件申請書中の積算書の存在とその内容についての問題

(1) 本件募集要項に掲げられた要件

本件一連の事務処理の適正を検討するにあたっては、「TRCの積算根拠不備」
が大きな争点となっている。

この点、本件募集要項における該当要件は、前記第2・1(2)ウに示したとおり
で、「収支計画書の算出根拠となる積算書（任意様式）を提出」することを求める
ものである。

ここで重要なことは、本件募集要項が求める要件が、「積算根拠」の提出ではな
く、「積算書」の提出である、との点である。

(2) TRCからの積算書の提出

前記第2・1(4)で認定したとおり、TRCは、本件申請に際して「令和6年度
川南町文化ホール・図書館収支計画積算書」と題する書面を提出している。

当該書面は、別途提出された収支計画書の項目毎に個別内訳金額を記載した書
面であり、その具体性や詳細さに対する批判的評価はあり得るにせよ、少なくと
も「積算書」であること自体は肯定できる。本件募集要項が「積算書」の記載に

続けて「(任意様式)」という記載を添え、特段の必要的記載事項を求めていることや、後のTRCとの訴訟においてTRCが失格でなかったことを川南町自身が認めたことを考え合わせると、TRCは、本件募集要項が要件としている積算書を提出したものと認めることができる。

(3) 副町長の主張の解釈

副町長は、TRCが積算根拠の提出を欠いたとして、TRCが失格であると主張してきた。この副町長の主張には重大な欺瞞が含まれる。すなわち、本件募集要項は、副町長が述べる積算根拠の提出を求めているという根本的問題点である。

この点については、副町長の主張を「TRCが提出した簡易な書面は実質的にみて積算書とは言えないという主張である」と解釈することも難しい。なぜなら、副町長は、令和6年2月5日開催の町議会全員協議会において、「だから違うじゃないですか。片方は、積算、私が、根拠です根拠。積算書じゃないですよ。だから『積算根拠』という字が入ってるでしょ。そこを重視したんです私は。」と述べており、募集要項に「積算書」ではなく「積算根拠」と記載されていると明確に主張しているのである。

かかる点について、仮に、当初、副町長が本件募集要項に「積算根拠」と記載されていると誤解していたものだとしても、少なくとも、L氏が1月26日頃にM氏と共に副町長室を訪れて本件募集要項に「積算書」と書かれていることを指摘した時点では、募集要項の記載内容を正しく認識したことは確実である。それにもかかわらず、副町長が、その後も、本件募集要項に「積算根拠」と書かれている旨の主張を続けたことには、重大な問題がある。

(4) 小括

当委員会は、本報告書冒頭「調査の結果」において、具体的に4つの事務処理を取り上げて不適正であると指摘した。

その全てにおいて、副町長が、本件募集要項に書かれていない「積算根拠の添付」という要件にTRCが違反したことを主張した事実が前提とされるものであ

る。

4 副町長がKFNを指定管理者候補に強く推したこと及びその理由に関する問題

(1) 事実認定について

本件において副町長がTRCを失格としようとした行為は、反射的に、KFNを指定管理者候補に強く推す行為であるとも評価できるが、それ以前に、副町長は、選定委員会が開催された時点で、TRCに66点、KFNに91点という極端な点差をつけてKFNを高評価しており、遅くともこの時点では、KFNを指定管理者候補に強く推す意思を有していたと考えることが自然である。

(2) 副町長がKFNを推す理由について

副町長がKFNを推した理由は全く判然としない。当委員会のヒアリング調査に対して、副町長は、本件一連の事務処理以前の時期から、TRCの会計事務処理の適正に疑問を持っていたことを説明した。仮にこれが事実であれば、会計事務処理の適正化という観点から、KFN（というよりTRC以外の企業）を推す意思を有するに至ったもの、ということも考えられる。

しかし、仮にそうだとすると、副町長が、選定委員会前のプレゼンテーション時に、TRCに対し、収支計画書の積算根拠の問題を含む、会計事務処理の問題に関して一切の質問を行わず、その後の委員会においても、その問題について何らの意見も述べていないことは不自然という他ない。副町長は、積算根拠の問題について、選定委員会時には失念していたと説明するが、かかる説明を信用することは困難である。

(3) 小括

当委員会の行った全ての調査によっても、副町長がKFNを強く推す理由については、何ら明らかにならなかった。

そうである以上、副町長が指定管理者候補としてKFNを強く推した行為について、不適正であるとまでは認定できない。

5 TRCを失格として取り扱った事務処理に関する問題

(1) 問題の所在

本報告書の冒頭「調査の結果」において、不適正な事務処理として挙げた4つの具体行為は、全て「TRCを失格として取り扱った事務処理に関する問題」である。

以下、「調査の結果」に掲げた4つの具体的行為について詳述する。

(2) 副町長が、積算根拠の添付を欠くことを理由としてTRCの失格を主張したことについて

ア 副町長が、「積算根拠の添付の要求」という、募集要項に掲げられていない要件に違反したとの理由でTRCを失格として、KF Nを指定管理者とする旨の議案提出を主導した行為は、不適正な事務処理というべきである。

イ 前提として、本件募集要項は、収支計画書の算出根拠となる「積算書（任意様式）」の提出を求めるものであり、「積算根拠」の提出を応募要件として掲げるものではないことは、既に前記3(1)で述べたとおりであり、TRCが提出した書面がどの程度詳細であるかは別として、本件募集要項が求める書類（積算書）が提出されている以上、応募資格を欠くとの評価はそもそも成り立ち得ない。それにもかかわらず、選定委員会後に突如「積算根拠の添付がない」という失格理由を主張し始めて結局議案提出まで押し切った副町長の行為は、不適正だったという他ない。

ウ この点は、仮に、副町長の主張について、TRCが提出した積算書が簡易に過ぎ、実質的にみて積算書と言えないという趣旨である（前記第2・3(4)におけるL氏とのやり取りを参照。）と解釈したとしても、結論は変わらない。

本件における副町長の行為は、選定委員会における実質的審議を経てTRCが1位と決定された後に、その結論を選定委員会の議を経ずに覆そうとしたものである。これを正当化するためには、選定委員会規則にその旨の規定を置く場合は格別、形式的な要件違反であって委員会での議論を経ずとも失格が客観的に明らかな場合に限定されるはずである。副町長自身、そのことを理解していたからこそ、令和6年1月26日の弁護士相談に際して、「実質的にみて書

類内容が不十分である」と説明すべき前提事実を意図的に捻じ曲げて「書類不足があった」ことを前提とした質問を行ったのであろう（結果として、1月31日の再相談時、弁護士から「そもそも書類不足ではなかったのか」と咎められている。）。

本件では、TRCが積算書を提出した事実は否定の余地がない。実質的判断の結果、TRCが提出した積算書は内容が不十分なものであり、KFNの書類と比較して評価が低くなる、という判断はあり得るが、それはまさに選定委員会における審議の結果として行われなければならない、副町長（選定委員会委員長）としては、再度委員会を開き、自身が抱いた問題意識を委員に正確に伝えて審議をやり直すべきものであった。

エ いずれにしても本件副町長の行為について、不適正であったとの評価は免れない。

(3) 選定委員各位の自宅を訪問して署名を求めた行為について

ア 副町長が、令和6年1月25日頃から2月4日頃にかけて、自身を除く選定委員6名に対して自宅訪問を行って、自らが作成した「書類不備再審査結果」との記載ある書面（別紙2）に署名を求めるに際し、TRCが書類不備で失格であるという不十分かつ不適切な説明に終始した行為について、以下に述べるとおり、2つの点で、不適正であったと考える。

イ まず一つは、「書類不備再審査結果」との記載ある書面そのものに事実と反する記載が含まれる点である。

すなわち、同書面は、本件募集手続において審査後に書類不備が見つかったとしてTRCを失格とすることが記載されたものであるが、「書類とは、申請書に収支計画書の算出根拠となる積算根拠（任意洋式）[原文ママ]を提出する事。株）図書館流通センターの申請書には、積算根拠が添付されてなかったため、失格要件に該当。このことを受けて、審査委員7名の意向が下記の結果となりました。」との記載がある。本件募集要項が、積算根拠の提出を求めていることは既に述べたとおりであり、同書面の記載は明らかに事実と反する。かかる副町長の行為は、不適正との評価は免れない。

もともと、この書類が作成された時点では、副町長が、積算根拠の提出が要件とされているものと誤解していた可能性は否定できないため、同人が意図的に虚偽記載をしたとまでは評価することはできない。

ウ 副町長は、この「書類不備再審査結果」との記載ある書面をもって、自身を除く6名の自宅を訪問して、書面への署名を求めている（なお、教育長は、副町長と面談の上で書面へ署名をした事実は認めるが、それが自宅であったかどうかは記憶がないと述べている）。

この、副町長が署名を求めて自宅訪問をした際に、副町長が、「TRCが提出した積算書は内容不十分のため積算根拠とは認められないと考える」という趣旨の説明を行った上で署名を求めたとの事実は認められない。

書類に署名をした副町長自身を除く4名に対する当委員会の調査によると、自宅訪問時の委員各位への副町長の説明は次のようなものであった。まず、E氏は、副町長から「あの人たちは書類の不備があったから駄目だとい」われた旨回答した。F氏は、副町長の説明について「書類が出てないからおっしゃってましたね」と回答した。G氏は「副町長から、TRCは応募規定にある資料が添付されていないので失格となる。という話がありました。」と書面にて回答した。最後に、教育長は、訪問時の副町長が発した言葉として「みんなに今サインをもらっているから、サインいただけないかっていうそのみです」と回答し、当委員会から「TRCは手続不備で失格というような話はされませんでしたか」と誘導して質問すると、それは記憶に残っている、と回答があった。

いずれにしても、この場面で副町長が行うべきは「書類提出の事実はあるが、これを評価した結果、内容不十分と判断した」という趣旨の説明でなければならない。「書類の提出が無い」という説明と「提出した書類の内容が不十分」という説明は全く意味が異なり、前者の説明であれば失格やむなしと考える者でも、後者の説明ならば異なる結論に至る可能性は高い。現に、教育長も当委員会ヒアリング調査に対して「後から考えて、本当に失格なのか、もう一度7名の方々を集めて熟議して、熟慮しながら、そういう問題点を明らかにして協議すべきだったんだな、それが当然じゃないかなということを思います」という、副町長の書類不備という説明を鵜呑みにしてしまったことへの反省とも受

け取れる回答を行っている。

エ 以上のとおり、副町長が、選定委員各位の自宅を訪問して署名を求めるに際して、不十分かつ不適切な説明に終始した行為は、署名の是非に関する判断について、選定委員の誤った判断を誘発するものであり、不適正であったという他ない。

(4) 副町長が、TRC失格に委員全員が同意したとする、事実と反した書面を作成した行為について

ア 副町長が作成し、川南町教育委員会に提出された「川南町文化ホール図書館複合施設指定管理者審査会の結果について（通知）」との文書には、「失格とすることに委員全員が同意しました。」との記載が存在する。しかし、先述のとおり、選定委員会において失格について審議が行われた事実はなく、また、持回りの署名も全員一致ではなく、一部委員が拒否している以上、この記載は端的に事実と反する。

副町長は、この点に係る臨時議会での質疑に対して、「確かに31日か1日だったと思います。私の名前で教育委員会に全員同意というのを出しました。で、誤りに気が付きましたので、週末をはさんでましたので、今日、議会が終われば、終わった後にですね、TRCにお詫びの文書を出すように考えております」と述べ、誤って全員同意と書いたという趣旨の答弁を行っている。

しかしながら、実際には、副町長は、1月25日にD氏自宅を訪問し、同氏から署名を拒絶されている。その後31日又は2月1日に本書面を作成し、2月2日にD氏を再訪問したが結局署名が得られなかったという事実経緯からして、全員同意と「誤って」書いたという副町長説明を信用できる余地はない。

本書面作成後に、その時点で署名が得られていなかったD氏、C氏宅を副町長が訪問した事実からすると、副町長としては、本書面作成後に事後的に署名を得て辻褄を合わせようと考えていたことが窺われるが、仮にそうであっても、副町長が、委員全員の同意を得られていない事実を認識しながら、意図的に本記載を行ったことは確実である。

イ 本書面は公文書であり、内容虚偽の公文書を作成した副町長の行為は、著し

く悪質であるとの評価を免れない。本件行為が不適正であったことは明白である。

(5) 「弁護士から失格にしてよいとの見解を得た」との説明について

ア 令和6年1月31日の朝、役場内応接室に集められた町職員らに対して、副町長は、本件施設の指定管理者はKFNとすることを宣言し、その理由として、TRCの書類不備であり、TRCを失格とすることについて弁護士に相談して問題ないと言われたことを説明した。

かかる副町長の説明は事実に反するものであり、著しく不適正なものである。

イ 本件に係る事実認定は、L氏へのヒアリング調査結果が主要な認定根拠となる。

同氏は、日常的に業務に関する備忘メモを作成しており、これを前提としたヒアリング調査回答には、その客観性や正確性についての信用性が高い。そして同氏は、当委員会ヒアリング調査に対して、前記第2・3(7)に詳述したとおりの回答を行ったものである。

副町長が、町職員らに対して、TRCを失格とすることについて弁護士に相談して問題ないと言われたことを説明した事実は十分に認定できる。

ウ 副町長が行った上記説明が事実に反することは、P弁護士への書面照会結果から認定した。

町職員らは、臨時議会開催の翌日である令和6年2月6日、P弁護士の事務所を訪問して、前記第2・4(2)のとおりのもや取りが行われた。このときの町職員らは、弁護士に対し、副町長が議会で上記説明をしたことを前提とする質問を行っているが、2月5日の臨時議会及び全員協議会議事録を確認する限り、副町長は、必ずしも議会において「弁護士から失格にしても問題ないと言われた」とは答弁しておらず、その点で町職員らの質問は不正確である。しかし、ここで重要なのは、弁護士が副町長に「失格にしても問題ない」と説明した事実が存在しない、という点である。

副町長が、1月26日及び31日に弁護士に架電相談を行い、弁護士から、失格とすることに委員全員の書面の同意を得るべきことを助言された事実経緯

は、前記第2・3(6)で述べたとおりであり、その際に弁護士が、失格にしても問題がないと発言していないことはもとより、失格を容認する趣旨の回答もしていないことは、やり取りの流れから合理的に推測できる。これに、弁護士が2月6日相談の場で明示的に「何ら問題ないとは回答していない」と答えた事実も併せ検討すると、1月31日に副町長が行った「弁護士から失格にしても問題ないと言われた」という説明が事実と反するものであったことは優に認定できる。

エ 副町長が行った上記説明は、TRCを失格とすることについて、再三、町職員らが反対してきたことを踏まえ、それ以上の反対を封じることが目的であったと考えられる。現に、副町長から上記説明を受けた町職員らは、それ以上の反論を行うことができず、その後、臨時議会の議案差し替えのために動くことになった。

本件副町長の説明は、虚偽の事実によって町職員らの反論や批判を封殺するものであり、著しく不適正なものであったと言わざるを得ない。

(6) 小括

以上のとおり、副町長が主張した「失格」の根拠は、本件募集要項に存在しない要件に基づくものであり、また、選定委員会の議論を経ずに「全員の同意」があると説明し、事実と反する文書を作成し、さらに弁護士の見解を歪曲して用いて議案の差し替えの主導を強行したものである。

以上の4行為は、個別にみても不適正であるが、相互に関連して、TRCを失格とする方向に意図的に事務処理を押し進めようとしたものであり、結果として、行政手続の公正性に重大な疑義を生じさせた。

本委員会は、これらの行為はいずれも不適正な事務処理に該当すると判断する。

6 選定委員、町議会議員又は町職員に対する候補者選定に係る働きかけの有無に関する問題

(1) H氏と副町長の関わり

ア H氏は、平成26年頃から平成30年頃まで、TRCに雇用されて本件施設

の館長を務めた経験を有する。

副町長に対する一度目のヒアリング調査の際、副町長は、館長時代のH氏とは面識があったものの館長辞任以降の接触はない旨の回答を行ったが、二度目のヒアリング調査に際しては、令和5年の夏頃に連絡をとって指定管理者制度のことに關して話をしたことがあるとの記憶がよみがえった旨、回答した。この副町長の二度目の回答は、H氏の回答内容と、時期も含めて整合する。

H氏は、KFN設立を関係者に呼びかけた立場の人物であるため、H氏と副町長との接触の際、本件施設指定管理者の選定に係る何らかの働きかけが行われたとすると、それ自体が不適正な事務処理との誹りを免れないことになる。

イ もっとも、副町長及びH氏両名のヒアリング調査からも、その他関係者に対する調査からも、H氏が副町長に対して、本件施設指定管理者の選定に係る何らかの働きかけを行った事実は判明していない。

前記1(2)で触れたとおり、H氏は本件施設の運営を地元企業が担うべきとの持論を有しており、副町長もこれに影響を受けて、KFNを強く推す意思を持つに至った可能性は否定できないが、一般論としてH氏の持論には十分に合理性があり、それに影響されたことを直ちに不適切と断ずることはできない。

ウ 以上のとおり、H氏から副町長に対して、KFNを指定管理者に選定することを求める、直接的、又は間接的な働きかけがあったとは認められない以上、両者の関わりには問題はないと判断する。

(2) H氏と町職員の関わり

ア J氏からのヒアリング調査の結果、次のような事実が明らかとなった。

令和5年の7月頃、J氏が、副町長から、図書館に詳しい人物であるH氏と会って話を聞いてほしいと複数回要望された。J氏とK氏とで相談した結果、同年10月4日及び同月6日の2回、H氏とJ氏、K氏とで面談して話を聞いた。2度の面談の場で、H氏は、現状のTRCの運営が良くないこと、指定管理期間を3年にすべきことを語ったとのことである。

イ J氏としては、そもそも副町長からH氏との面談を要望されたこと自体に、指定管理者選定に関する不正な動きを疑ったとのことである。H氏との面談に

K氏の同席を求めたことも、一人で動くことに危険を感じたために敢えてそうしたとのことである。

もっとも、現実にはJ氏らと面談したH氏から、KFN選定が働きかけられた事実はなく、地元企業を優先すべきとか、募集開始を待つて欲しいといった、KFN選定に有利に繋がるような要望も出されてはいない。

ウ したがって、H氏と町職員の関わりについて、特段の問題があったとは認められない。

(3) N議員へのG氏の働きかけ

ア 町議員に対する書面照会の結果、N議員から、次のような回答が出された。
すなわち、臨時議会の数日前頃、同議員に対してG氏から電話があり、TRCを失格にしてKFNを指定して欲しいと要請され、同議員が、そのような道理に反したことはできないと断った、とのことである。

同議員の回答を踏まえて、G氏に対して書面照会を行ったところ、同氏からは「町議には私の考えを話し、町議の考えを聞いただけのことであり、特別な意図は無い」との回答があった。

この回答は、同氏がN議員に連絡をとった事実を自認することを前提としたものであるため、同氏がN議員に何らかの働きかけを行った事実を認定することができる。

イ もっとも、同氏の書面回答に上記以上の記載はなく、必ずしも、N議員の回答どおりの要請を行ったことまでを自認したものと評価するのは難しい。

また、G氏が積極的にKFNを推す動機についても全く明らかでないし、KFNが選定されることでG氏が何らかの利益を得られる関係にあるとも解されない。

したがって、事実経緯が判然としないことも考え併せ、本件働きかけについて、当委員会としては、問題があったとは評価しない。

(4) 小括

当委員会の調査の中で判明した、選定委員、町議会議員又は町職員に対する候

補者選定に係る働きかけとして、検討対象となる行為は、上述の3つであり、いずれについても、問題としないとの結論に至った。

7 まとめ

以上を総括すると、本件一連の事務処理において、選定委員会がTRCを1位と決定する以前の事務処理には、不適正と評価すべき事実は存在しない。

選定委員会の決定後の事務処理において、本報告書冒頭の「調査の結果」に示したとおりの不適正な事務処理が存在したものと認められる。

当委員会からの提言

1 原因の分析

本件一連の事務処理において、当委員会が不適正と評価した事務処理は、全て、副町長が行ったものである。副町長の行為を端的に言うと、選定委員会の決定事項を副町長が独断で覆そうとした行為であるといえる。

副町長がかかる行為を行ったのは、選定委員会設置要綱の建て付け自体にその一因がある。すなわち、同要綱では、委員会の決定方法に関して会議の開催しか規定がなく、持ち回り決議の可否や手続の規定を欠いている。もし仮に、同要綱において「持ち回り決議を認めない」といった規定や、「持ち回り決議の際には全員一致を要する」といった規定があれば、副町長の行為は、明示的に同要綱の定めに違反することとなるため、副町長がかかる行為にまで及ばなかった可能性は十分にある。

とはいえ、本件選定委員会は、あくまでも諮問委員会であり、指定管理者として適切と認める者を教育委員会へ報告することをその任とするに留まる存在である。委員会の判断に関する法的拘束力については、明確な規定は見当たらない。いかに同要綱に適正手続規定を詳細に定めても、結局、副町長が無理を通そうとすることはあり得ることである。そのような場合に副町長を抑制、監督しうる最も強力な権限を有するのは町長であるが、本件のように副町長と完全に意見を同じくする場合、監督機能に期待することはできない。本件は、個々の町職員が、高い職業倫理意識を保ち、副町長にしっかりと意見を述べていくことでしか解決できない問題だったと言える。

実際に本件では、町職員らは、再三にわたって、副町長に問題意識を伝え、TRCを失格とすることを阻止しようと努力している。かかる町職員らの努力に対して、これを完全に封じ込めることになったのが、副町長が「弁護士の見解」を武器として用いたことである。法律の専門家が失格に問題無しと回答した事実を突きつけられ、それでもなお副町長に反論を続けるということは至難の業であっただろう。

2 今後の再発防止に向けた提言

以上の分析を踏まえ、当委員会として、以下の提言を行う。

(1) 全ての委員会設置要綱の見直し

少なくとも、本件選定委員会の設置要綱において、持ち回り決議の可否と要件に関する規定を設けることは検討されるべきである。

そして、本件選定委員会に限らず、町には多数の行政委員会、諮問委員会が存在するはずである。それら全ての委員会の設置要綱において、委員長の独断的行動を制約し得る決議方法が定められているか、検証されることは有意義であろう。

この考えをさらに広げていくと、決議方法だけでなく、委員の構成も検証の対象となる。本件では、当初の委員会決定に問題無しと判断しているためあくまでも一般論であるが、副町長や教育長といった町内部の者が諮問委員会の委員長、副委員長を務めることが必ずしも適切と言えるかについては、今一度検討されても良いと思われる。

(2) 町職員の弁護士への相談体制の確立

本件では、副町長が弁護士の見解を武器として用いて、町職員らの意見を封殺した。それでは、仮に本件において、副町長に先立って、町職員らが弁護士に相談を行っていただろうか。副町長としても、弁護士の意見を乗り越えてまで無理を押し通そうとはしなかった可能性は高いと考える。

おそらく現状でも、町職員が顧問弁護士に質問を行える仕組みは存在するものと思料するが、その仕組みをもっと前進させ、町職員が今以上に気軽に弁護士に相談できる体制を構築することは、本件のような事態を防ぐために、極めて有意義なものとなると思料する。

(3) 弁護士相談の情報共有化

本件で副町長が町職員らに説明した「弁護士の見解」は事実と異なるものであり、副町長は、いわば弁護士相談の結果を濫用したものと言える。

もし、本件において、副町長が弁護士に相談した内容を、町職員らが共有できる仕組みがあれば、副町長が事実と反する説明を行ったことが確認できたはずである。

弁護士への相談結果を組織的に共有できるルール作りを検討することも、本件のような事態を防ぐための有益な手段になると思料する。

3 結語

本委員会は、川南町からの諮問を受け、可能な限り客観的かつ独立した立場から、一連の事務処理の経緯と適否について検証を行ってきた。調査の過程では、多くの関係者が真摯に協力し、事実解明に向けて誠実に応じてくれたことを記しておきたい。

今回明らかとなった不適正な事務処理は、いずれも行政手続に対する住民の信頼を揺るがすものであり、町としては再発防止に向けた不断の改善が求められる。行政組織においては、手続に関する透明性を常に確保し、また、個々の職員が法令遵守の重要性を自覚しながら職務を遂行することが不可欠である。

本委員会としては、本報告書が、今後の組織運営の改善と信頼回復の一助となることを強く期待するとともに、川南町が、今回の事案を契機として、より健全で開かれた行政運営を実現することを願うものである。

以上